

# 2013年11月26日付で外務省の日韓会談関係文書の墨塗り、 もしくは完全非開示が開示された部分一覧表

作成責任 李洋秀

## 目次

- 1, 「新しく開示された」というものの、殆ど墨塗りなので「まったく開示された」とはいえないもの
- 2, 請求権関係(在日韓人の請求権や法的地位に係るものも含む)
- 3, 対北鮮・中共関係
- 4, 文化財問題
- 5, 竹島問題
- 6, 在日の法的地位
- 7, 外交官や将軍、副大統領の名や国名、CIA 等

文中、**太字ゴシック**は原文で墨塗りされていた所が開示された部分、明朝体細字は編者の説明。

文書番号に続くファイルの題名と作成年月日は省略した。

題名等は会のホームページにある日本側文書の目録、リストを参照願います。

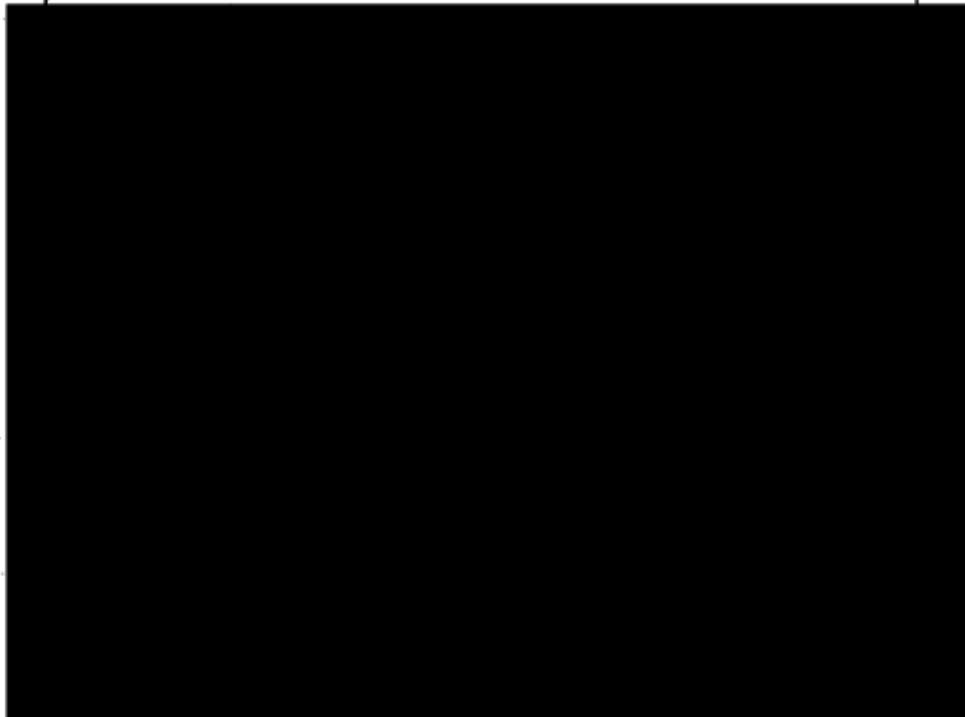
またこの表は基本的に墨塗りが開いた所だけを抜粋したので、前後関係を知るには元の文書をご覧下さい。

文書番号 1572,p21 に「日銀券焼却の際、日銀吏員**山本弘氏立会**」の記述

文書番号 687, P17,18、文書番号 1594, p15、16、等 **あちこちで隠しまくっている 1953年5月の韓国側作成の資料「備忘録」の会社名が 1597,p6 でそのまま露出!!**

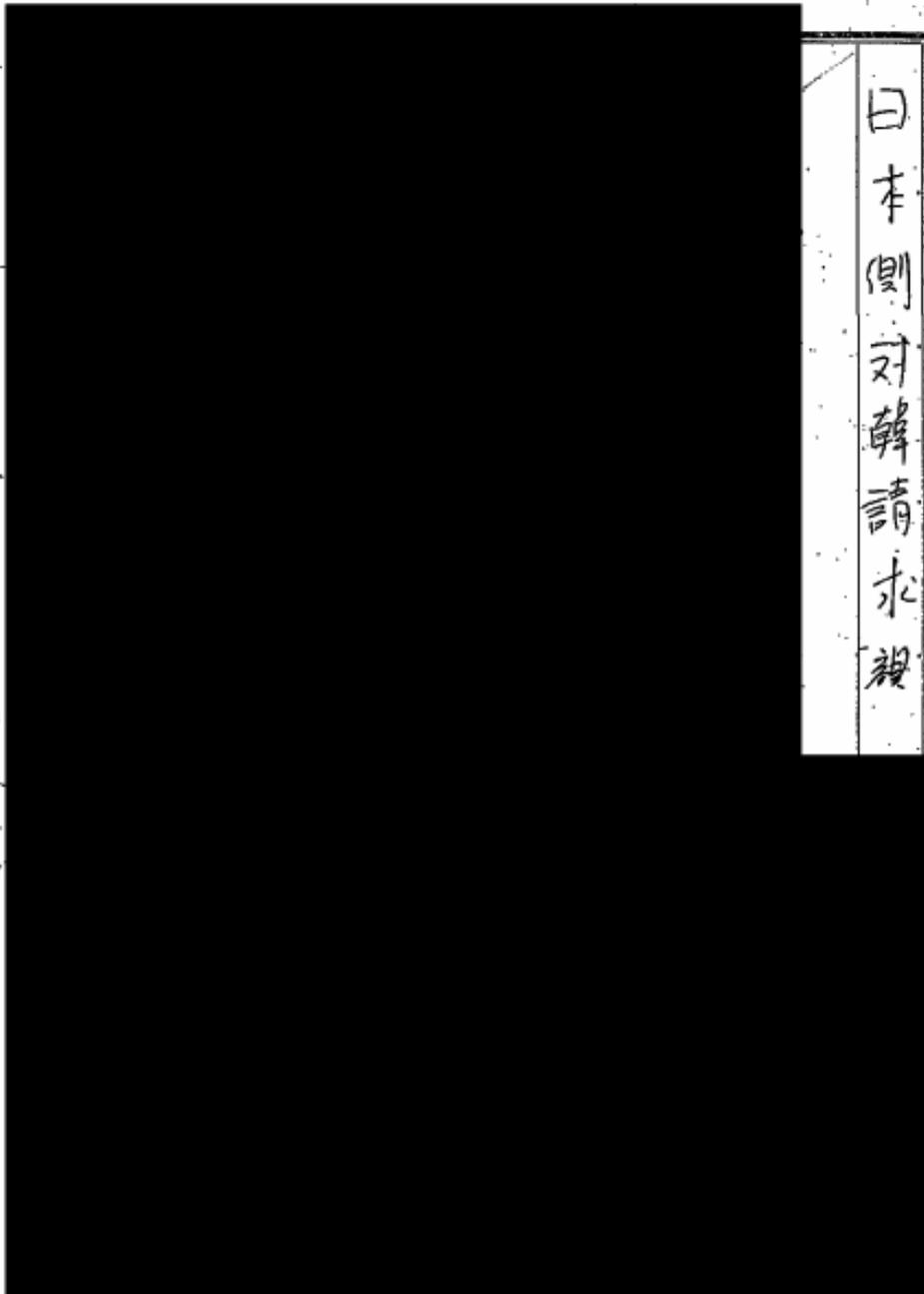
- 1, 「新しく開示された」というものの、殆ど墨塗りなので  
「まったく開示された」とはいえないもの  
1) 文書番号 1236 不開示が 1 枚だけ開いたが全頁すら不明

大 臣			
政務次官 <small>下 藤 隆 雄</small>	条約局長 	アジア局長 	
事務次官 	参事官 	参事官 	
外務審議官	条約課長 	北東アジア課長 	
官 房 長 			
SEP. 22 1969 官房総務参事官 			
日韓条約の解釈の喰違い案に 関する処理方針(案)			
60. 9. 20			
北東アジア課			



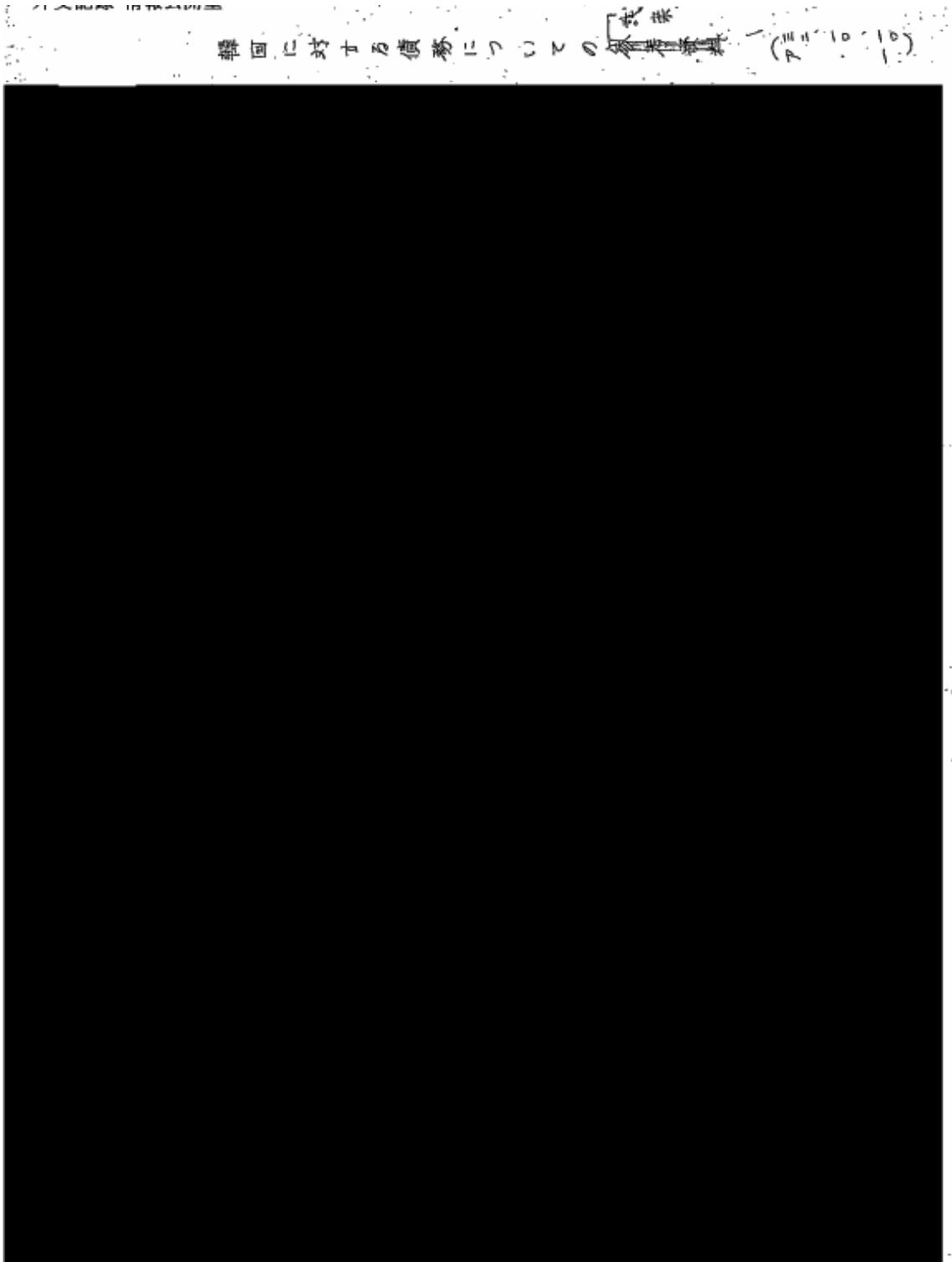
次頁以下 2 頁 不開示

- 2) 文書番号 1571, 完全不開示が開示されたというが、墨塗りの1頁だけ全部で18頁あると判明したことが成果?



次頁以下 17頁 不開示

3) 文書番号 1595 「完全不開示」が開示とは言うものの・・・中身は殆んど墨塗り



極秘

次頁以下 4頁 不開示

韓国に対する債務処理についての試案

(三二・一二・五)

処理方針

金額及び摘要

固有の韓国美術品のうち引渡し可能なもの若干を韓国に引渡す

評価不能

第三項  
一九四五年八月九日以後  
にかける韓国よりの対日送  
金の返還



第四項

在韓本社法人の在日資産の返還

(1) 閉鎖機関財産

(2) 在外会社財産

(3) 閉鎖機関朝鮮銀行の所有にかかると朝鮮銀行券発行準備

(4) 下関にある元成鏡兩道漁業組合連合会(朝鮮漁業組合中央会)の財産

(5) 元朝鮮總督府交通局共済組合の財産

(6) 元朝鮮教育財団財産

(7) 在日李王家財産

第五項

(1) 韓國人(法人を含む)所有の日本有価証券(公債、社債、株式その他証券)の償還

(2) 日本銀行券

(3) 朝鮮銀行の國庫金立替金

(4) 韓國人軍人、軍属、職醫病者、戦死者に対する弔慰金等

(5) 韓国人雇用労働者の諸未払金及び死亡あるいは負傷した者に対する弔慰金等の支給  
(6) 雇用労働者に対する諸未払金供託分の返還

(7) 韓国人が本邦及び日本占領地域より帰國の時、寄託せしめられた金銭の補償  
(8) 諸未収金、注成品代金前渡金

(9) 日本金融機関及び保険会社に対する復権

第六項 韓国民所有の日本法人の株式又はその他の証券の認定

第七項 前記の諸財産又は請求権より生じた諸果実の返還

第八項

財産返還及び決済の期間

留保項目

一、恩給等

二、第三国所在の韓国人の  
財産回収に対する補償

三、の(1)(2)(3) 日本人及び  
日本法人に対する韓国内  
金融機関の滞り資金  
(4) 日本人（法人を含  
む）の未納税金

(5) の貿易補償金及び  
(6) の貿易保留金  
(7) ないし(8) の軍事行動、  
強制撤去、一九四五年八  
月九日以後の日本官吏の  
越権行為、強制供出、企  
業整備による被害

4)文書番号 1742, 完全不開示が開示されたというが、墨塗りの1頁だけ。  
全部で11頁あると判明したことだけが成果?

秘密指定解除  
外交記録・情報公開室

1742

極秘

条約局長	アジア局長
参事官	宇山審議官
条約課長	ト部参事官
法規課長	北東アジア課長
韓国請求権の処理として一応	
説明のつく全題の査定	
87. 1. 26	
北東アジア課	



次頁以下 10頁 不開示

5)文書番号 1876,p4「開示」されても下ののように殆んど墨塗りでは「開示」とは呼べない。

昭和二九	一〇七〇八	暗	本	九月一〇日一三	了五
	一〇七一四	本	省	一一日〇七四五着	
岡崎大臣					
西村大使					
第四九六号					
貴電合第二三〇号に關し					

外務省

条約局  
29. 9. 13  
第三課

同じ文書 1876,P4 の「次頁不開示」が開示された部分、しかし大部分墨塗りのまま

電信写

(第四六号の二)

本年五月在仏全南鮮公使降任前先方の求めにより五時間に亘り日

外務省